

第十八号様式

- (1) 新規検査又は予備検査の結果限定自動車検査証を交付する場合にあつては、自動車登録番号又は車両番号の欄には、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された自動車登録番号又は車両番号を表示するものとする。
- (2) 新規検査の結果限定自動車検査証を交付する場合にあつては、所有者の氏名又は名称の欄、所有者の住所の欄及び使用の本拠の位置の欄は空欄とする。
- (3) 予備検査の結果、限定自動車検査証を交付する場合にあつては、使用者の氏名又は名称の欄、使用者の住所の欄及び自動車の所在する位置の欄は空欄とする。
- (4) その他第十号様式の表示方法(1)及び(3)並びに第十二号様式の表示方法(1)の例により表示するものとする。